

地方独立行政法人山口県産業技術センター業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年山口県規則第44号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(内部統制に関する基本方針)

第3条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、山口県条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人の意思決定に関する事項)

第4条 法人は、理事長を頂点とした意思決定ルールを明確化するとともに、理事長の意思決定を補佐する委員会を設置するものとする。

(役員等の責任の一部免除に関する事項)

第5条 法人は、役員又は会計監査人の法第19条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例で定める額を控除して得た額を限度として、知事の承認を得て免除することができる。

(内部統制の推進に関する事項)

第6条 法人は、内部統制の推進に関し、次の各号に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

- 一 役職員の倫理・行動に関すること
- 二 内部統制推進のための体制整備及び運用に関すること

(リスク評価と対応に関する事項)

第7条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

(情報システムの整備・利用及び情報セキュリティの確保に関する事項)

第8条 法人は、情報システムの整備・利用に関し、必要な措置を講ずるとともに、情報セキュリティの確保に関する規程等を整備するものとする。

(監事監査に関する事項)

第9条 法人は、監事監査に関する規程等を整備するものとする。

(内部監査に関する事項)

第10条 法人は、内部監査チームを設置し、業務の執行状況について内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びそれに対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第11条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第12条 法人は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みを構築するものとする。

(文書管理に関する事項)

第13条 法人は、文書管理に関する規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に保存管理されることを担保するものとする。

(法人情報の公開に関する事項)

第14条 法人は、財務情報を含む法人情報をWEB等で公開するものとする。

(職員の人事管理方針に関する事項)

第15条 法人は、職員の人事管理が適正に実施されることを確保する仕組みを整備するものとする。

(研究開発業務に関する事項)

第16条 法人は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程等を整備するものとする。

(業務の委託)

第17条 法人は、その業務の効果的かつ効率的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第18条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本的な事項)

第19条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。

2 法人は、入札及び契約の適正を確保するため、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第20条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。